

事務連絡
令和6年8月22日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

抗インフルエンザ薬耐性株サーベイランスの継続について（協力依頼）

インフルエンザに係るウイルスサーベイランスにつきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知。以下「局長通知」という。）及び「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成23年3月31日健感発0331第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、実施しているところです。

今般、国立感染症研究所から、昨シーズンに引き続き、抗インフルエンザ薬耐性株サーベイランスを実施することについて、別添のとおり各地方衛生研究所宛て周知したところです。

各都道府県等におかれましては、これらの内容を了知の上、ウイルスサーベイランス体制の整備に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、保健所におかれましては、検体を採取される際には、局長通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の別記様式により服薬等の履歴を確認いただくとともに、入院例に関してはその旨記載いただきますようお願いいたします。

また、平成23年9月から基幹定点医療機関においてインフルエンザ入院サーベイランスを実施しているところです。地方衛生研究所において、基幹定点医療機関の入院患者から抗インフルエンザ薬耐性ウイルス株を検出した場合においても、可能な範囲で、インフルエンザ病原体定点医療機関から提出された検体から抗インフルエンザ薬耐性ウイルス株が検出された場合と同様、国立感染症研究所への情報提供、ウイルス株の提出等の御協力をお願いします。